

八重山採択地区協議会が育鵬社版公民教科書を選定したことに抗議し、選定のやり直しを求め、かつ石垣市と与那国町が育鵬社版公民教科書を採択しないことを求める声明

1 本年8月17日、八重山採択地区協議会は、2016年度から石垣市及び与那国町で4年間使用する中学校の公民教科書に育鵬社版教科書を選定した。

2 育鵬社版の公民教科書は、国民主権よりも天皇の役割を情緒的に強調し、基本的人権を軽視して、日本国憲法及び平和主義を連合国から押し付けられたものであって「改正」すべきであるかのように教え、国際紛争の平和的な解決よりも、自衛隊を海外に派遣する必要性を強調する内容となっている。

このような育鵬社の公民教科書に対しては、憲法観があまりにも一面的で教育基本法や学習指導要領に照らしても問題があるとして、多数の有識者や市民がその採択に反対の声をあげている。

4年前の2011年8月23日、八重山地区採択協議会は、問題のある手続きにより、2012年から石垣市、与那国町及び竹富町で使用される公民教科書に育鵬社版公民教科書を選定したが、同年9月8日に開催された3市町村の全教育委員が参加した会議では、長時間の審議の結果、他社の公民教科書が採択された。また、竹富町では、同採択に基づき、2012年から他社の公民教科書を使用している。これらは、いかに多くの市民が育鵬社版公民教科書の採択に強く反対したかの表れである。今回の選定は、かかる批判・反対の声を全く無視して行われたものであり、極めて遺憾である。

また、今年の選定にあたっては、採択協議会のメンバー、開催日時及び場所のすべてが非公開で、結果も公表されなかった。このような透明性に欠けた選定方法は、文部科学省の「採択結果・理由など、採択に関する情報の積極的な公表に努めること」という要請（平成24年9月28日付「教科書採択の改善について（通知）」の趣旨に沿わないものであり、民主的手続き上も極めて問題である。

3 中学生という時期は、人格的成長の途上の重要な時期にあり、未だ批判能力が十分に育っているわけではない。中学生への公民の授業において、育鵬社版教科書が使用されることになれば、上記のような一面的で偏った教育が行われることになり、生徒に回復しがたい重大な悪影響が及ぼされることが強く危惧される。

また、義務教育を修了させ、将来の主権者を育てる教育を行うという中学校の位置づけからしても、憲法について偏った記述が多い同教科書の使用は不適切といわざるを得ない。

さらに、日本の侵略戦争の事実を否定し、国際問題の平和的な解決を軽視する教科書による学習を強いることは、日本の将来に重大な問題を引き起こし、国内はもちろん、アジア近隣諸国からも厳しい批判を受けることは確実である。

4 われわれ自由法曹団は、八重山採択地区協議会の今回の公民教科書の選定に対し抗議し選定のやり直しを求めるとともに、石垣市及び与那国町の教育委員会に対し育鵬社版公民教科書を採択しないよう求めるものである。

2015年8月19日

自由法曹団
団長 荒井新二

自由法曹団 沖縄支部
支部長 新垣勉